

2024年12月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 技 術 承 継 機 構
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 居 英 一
(コード番号:319A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 兼 管 理 部 長 藤 井 陽 介
(TEL 050-5538-8495)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年12月27日に開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 745,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2025年1月21日開催の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2025年2月4日(火曜日)
- (4) 増加する資本金の額及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券、Jトラストグローバル証券株式会社、アイザワ証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、松井証券株式会社及びむさし証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。なお、募集株式の一部は、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心と

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

する海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

- (6) 発行価格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、需要状況等を勘案した上で、2025年1月28日に決定する。)
- (7) 申込期間 2025年1月29日(水曜日)から
2025年2月3日(月曜日)まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2025年2月5日(水曜日)
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 小舟町支店
- (12) 前記各号を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 710,000株
- (2) 売出価格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (3) 売出人及び売出株式数 東京都渋谷区 600,000株
新居 英一
東京都品川区 90,000株
藤井 陽介
神奈川県逗子市 20,000株
藤野 英人
- (4) 売出方法 売出価格での一般向け売出しとし、株式会社SBI証券が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
なお、本株式売出しに係る株式数の一部は、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記1.において定める公募による募集株式発行が中止となる場合は、本株式売出しも中止される。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 218,200 株(上限)
(オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年1月28日(発行価格等決定日)に決定される。)
- (2) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券 218,200 株(上限)
- (4) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記1.において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

3. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | | | |
|------|---|---|----------|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 218,200株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未定(上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一となる。) | |
| (3) | 割当価格 | 未定(なお、上記1.における引受価額と同一とする。) | |
| (4) | 払込期日 | 2025年3月10日(月曜日) | |
| (5) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (6) | 割当先及び割当株式数 | 株式会社SBI証券 | 218,200株 |
| | | なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。 | |
| (7) | 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 小舟町支店 | |
| (8) | 申込株数単位 | 100株 | |
| (9) | 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | | |
| (10) | 上記3.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による新株式発行も中止する。 | | |

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集株式 | 当社普通株式 745,000株 |
| (2) 売出株式数 | ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 710,000株
②オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限218,200株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2025年1月22日(水曜日)から
2025年1月27日(月曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2025年1月28日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2025年1月29日(水曜日)から
2025年2月3日(月曜日)まで |
| (6) 株式受渡期日 | 2025年2月5日(水曜日) |

(*)オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、投資家の需要状況等を勘案し、株式会社SBI証券が218,200株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行われぬ場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である新居英一(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2025年3月5日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2024年12月27日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2025年3月10日とする当社普通株式218,200株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借入れる株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

株式会社SBI証券は、上場日(2025年2月5日)から2025年3月5日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借入れる株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	7,882,778株
公募増資による増加株式数	745,000株
公募増資後の発行済株式総数	8,627,778株
第三者割当増資による増加株式数	218,200株
第三者割当増資後の発行済株式総数	8,845,978株

(注)第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「4. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシュエアオプションの通知があり、発行がなされた場合の数値です。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における差引手取概算額1,338,238千円については、海外販売の手取概算額(未定)及び第三者割当増資の手取概算額上限395,465千円と合わせて、全額をM&A待機資金とし、2027年12月末日までに当社グループの事業拡大に資する譲受に充当する予定です。

当社グループの収益源は、譲り受けた製造業の事業から生まれる利益になります。当社は連続買収(譲受)企業として、主に製造業の譲受を適切なバリュエーションで連続的に行うことで成長していく計画です。当社は、これまでに(親子会社又は兄弟会社は1社と数えて)10社の製造業の譲受を実行しておりますが、今後も新規の譲受を積極的に行っていく予定です。なお、1件当たりの案件に充当する資金は、一般的に対象となる譲受企業の規模等により決定されますが、現時点において具体的な内容及び金額が決定しているものはありません。また、譲受に際しては、金融機関からの借入も活用しつつ、当該M&A待機資金を充当する予定です。

現時点において、譲受の具体的な内容及び金額について決定しているものはありません。仮に2027年12月末日までに未充当額が生じた場合、借入金の返済に充当する予定であります。具体的な充当期間までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理します。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,970円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1)利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、健全な財務体質及び競争力の強化を経営上の重要課題として位置づけております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考え、新規の譲受を進めること及び、既存譲受会社で事業拡大と事業の効率化に向けた設備投資を実行することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、今後当面の間は配当については行わない方針であります。

(2)内部留保資金の使途

内部留保資金については、当面の間は、事業拡大のための投資及び既存事業の必要運転資金としての活用を優先する方針です。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

(3)今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら自社株買い又は配当という形で株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4)過去3決算期間の配当状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
1 株当たり当期純利益	311.99円 (0.03円)	2.51円	4.69円
1 株当たり配当額			
普通株式	—円	—円	—円
(1 株当たり中間配当額)	(—円)	(—円)	(—円)
S種優先株式	0.50円	1.00円	1.00円
(1 株当たり中間配当額)	(—円)	(—円)	(—円)
配当性向	—	—	—
自己資本利益率	0.2%	7.9%	11.2%
純資産配当率	—	—	—

(注)

- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
- 普通株式への配当を実施していないため、配当性向および純資産配当率は記載しておりません。
- 自己資本利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。
- 2021年12月期は決算期変更により2021年7月1日から2021年12月31日となっております。
- 当社は、2022年3月10日付で株式1株につき50,000株の割合をもって株式分割を行っております。また、2024年11月1日付で株式5株を1株に株式併合しております。2022年12月期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
- 当社は、2022年3月10日付で株式1株につき50,000株の割合をもって株式分割を行っております。また、2024年11月1日付で株式5株を1株に株式併合をしております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2021年12月期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

して算定した場合の1株当たり指標を()内に記載しております。なお、2021年12月期の数値については太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である新居英一、売出人である藤井陽介並びに当社株主である佐藤大央、亀田藍子、徳田雄一郎、永井裕、岩間正俊、大橋俊之、山口貴弘、玉川陽介、株式会社 SHIFT、江尻晃洋、中嶋真里、鈴木大雅、平井頌大、安藤憩子、鍼塚洋史及び当社の従業員1名は、株式会社 S B I 証券(以下、「主幹事会社」という。)に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2025 年8月3日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)は行わない旨合意しております。

当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024 年 12 月 27 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....